地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号に基づく随意契約の締結結果一覧表

別紙6

Na 契約に係る役務の名称 数量 契約の内容 契約の相手方 契約金額 (税込)(円) 所管課 連絡先 (直通 対象の相手方とした理由 根拠法令	別紙 り
1 町名表示板貼替業務	備考
1 町名表示板貼替業務 一式 R7.4.16 本業務は、堺市町名表示 板設置要綱により設置された町名表示板のうち、取り付け後相当年数が経過し、耐用年数を超えた町名表示板の貼り替えを行うものである。 本業務は、堺市町名表示板のうち、取り付け後相当年数が経過し、耐用年数を超えた町名表示板の助り替えを行うものである。 不7,358,556 戸籍住民課 228-8473 能者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センターでよっの所在地が堺市内にあるものに該当する団体である。本業務を同法人に委託する正式とに立て、略易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会を提供し、以て本市の政策を提出し、以て本市の政策を提出し、以て本市の政策を提出し、以て本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を指述して対策を指述して対策を指述し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を提出し、以下本市の政策を指述して対策を指述し、以下本市の政策を指述し、以下本市の政策を指述し、以下本市の政策を指述し、以下本市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を指述し、以下本・市の政策を対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	